

障害者施設等の災害復旧(施設整備)事業の概要

平成25年度予算額
732,346千円

平成26年度予算案額
→ 700,000千円

※25年度から(東日本大震災復興特別会計) ※復興庁一括計上

(1) 概要

東日本大震災等を受け、被災した障害者施設等の復旧事業について、実地調査を行い被害額を確定した上で、その復旧に要する経費の一部を助成するもの

(2) 補助対象施設 ※ 現在、過去において国庫補助金の整備対象としたものが対象。

障害福祉サービス事業所(療養介護、生活介護、児童デイサービス、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)、障害者支援施設、短期入所事業所、共同生活介護事業所(ケアホーム)、共同生活援助事業所(グループホーム)、身体障害者更生援護施設、身体障害者社会参加支援施設、盲人ホーム、市町村障害者生活支援センター、知的障害者援護施設、知的障害者総合援護施設、知的障害者福祉工場、精神障害者社会復帰施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、児童福祉施設(知的障害児施設、重症心身障害児施設等)、心身障害児総合通園センター、重症心身障害児(者)通園事業

(3) 負担割合

- ① 激甚法の対象施設(公立施設の一部、児童福祉施設)
都道府県等の負担分(1/4)に対する、国の援助率を決定(100分の50~100分の90(※))。
(※)自治体の復旧負担総額や財政状況に応じ決定され、通常の国の負担割合に加算。
- ② 更なる法的措置による対象施設(激甚法対象施設以外で法律に根拠のある施設)
1/2 → 2/3に嵩上げ
- ③ 予算措置による嵩上げ(①、②に該当しない重症心身障害児(者)通園事業など)
1/2 → 2/3に嵩上げ

(4) 内 訳

被災自治体からの聞き取りによる

保健衛生施設等災害復旧費補助金(施設)

26年度予算額 731,231千円
(復興庁計上)
(25年度予算額 589,761千円)

東日本大震災により被災した保健衛生施設等(市町村保健センター等)を復旧し、保健衛生、公衆衛生等の確保を図る。

事業内容

施設種別	補助率
地方衛生研究所	2/3
市町村保健センター	1/2

【基本方針の該当箇所】

5 復興施策

(2) 地域における暮らしの再生

(地域の支え合い)

(ii) 被災者が安心して保健・医療、
介護・福祉・生活支援サービス
を受けられるよう、施設等の復
旧のほか…環境整備を進める。

積算の考え方

東日本大震災で被災した保健衛生施設等のうち、各自治体の復興計画で、平成26年度に復旧が予定されている施設の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

水道施設の災害復旧に対する支援（復興） 〈復興庁一括計上〉

平成26年度予算案：149億円（平成25年度予算額：85億円）

（概要）

東日本大震災で被災した水道施設のうち、各自治体の復興計画で、平成26年度に復旧が予定されている施設の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

（交付対象）

- ① 東日本大震災により被害を受けた水道施設及び飲料水供給施設^(注1)を復旧する事業
→〈補助率〉 80/100～90/100（特別立法による嵩上げ。通常は1/2）
- ② ①と水圧管理上一体的な関係にある給水の施設^(注2)を復旧する事業
→〈補助率〉 1/2（通常は補助対象外）
- ③ ①の管路の漏水調査で請負に係るもの
→〈補助率〉 1/2（通常は補助対象外）

（注1） 50人以上100人以下を給水人口とする水道施設 （注2） 配水管から分岐して最初の止水栓までの部分

東日本大震災に対応した雇用創出基金事業 (震災等緊急雇用対応事業)の実施期間の延長等

平成25年度補正額
制度要求

趣 旨

- 東日本大震災に伴い、平成23年度第3次補正予算において震災等緊急雇用対応事業を創設。
- 被災地での雇用の復興にはなお時間を要するとともに、依然として多くの被災者が避難する状況が続いているため、震災等緊急雇用対応事業について、事業の実施期間を延長し、被災された方々の一時的な雇用の場の確保、生活の安定を図る。

震災等緊急雇用対応事業の概要

◆ 補正の概要

- 事業実施期間の延長:平成25年度末までに事業開始(平成26年度末まで)
→ 平成26年度末までに事業開始(平成27年度末まで)

- 実施地域:被災9県(青森、岩手、宮城、福島、茨城、長野、新潟、栃木、千葉)の災害救助法適用地域

→ 被災5県(青森、岩手、宮城、福島、茨城)の災害救助法適用地域に縮小

- 対象者:被災求職者(被災9県の災害救助法適用地域に所在する事業所に雇用されていた者及び当該地域に居住していた求職者)

→被災求職者(被災9県から被災5県に縮小した災害救助法適用地域に所在する事業所に雇用されていた者及び当該地域に居住していた求職者)

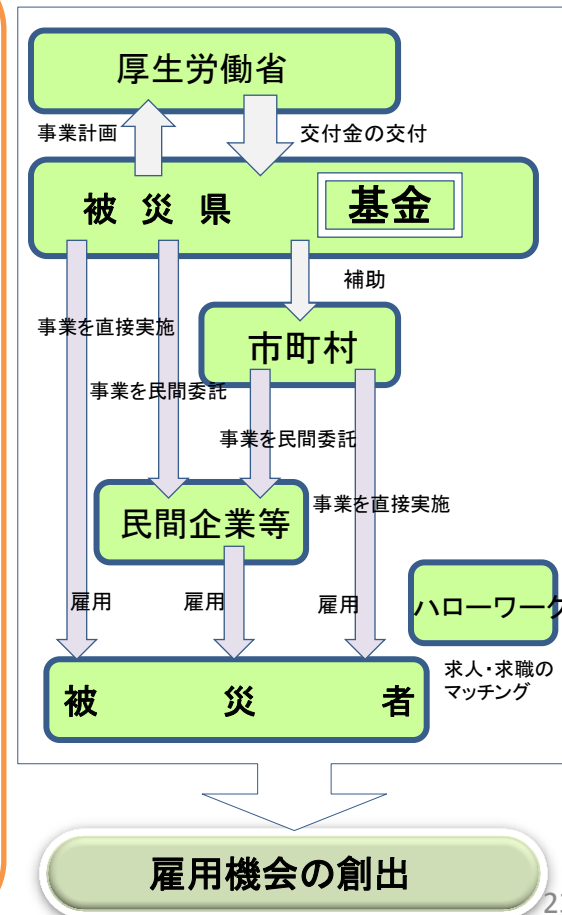
◆ 事業概要

- 都道府県又は市町村による直接雇用又は企業、NPO等への委託による雇用。
- 雇用期間中に、安定的な雇用につなげるため、知識・技術を身につけるための研修等を行うことが可能。

◆ 実施要件

- 事業費に占める新規に雇用される対象者の人件費割合は1/2以上。
- 雇用期間は1年以内。ただし、被災求職者については複数回更新可とする。

《事業スキーム》



事業復興型雇用創出事業の拡充

平成25年度補正額
448億円

○ 被災地で安定的な雇用を創出するため、「雇用復興推進事業」を創設し、産業政策と一体となった雇用面での支援を行っているが、被災地では土地のかさ上げに時間を要するなど、企業の施設整備等を含め、本格的な雇用復興にはなお時間を要する状況にある。

○ このため、産業政策と一体となった雇用面の支援である「事業復興型雇用創出事業」について、基金の積み増し・実施期間の延長を行う。

【事業規模】

平成23年度3次補正 1,510億円

平成25年度補正額 448億円

【事業実施期間】

平成25年度までの事業開始（平成28年度末まで）
→平成26年度までの事業開始（平成29年度末まで）

☆ 事業復興型雇用創出事業

補正内容

○基金の積み増し額：448億円

○事業実施期間の延長：平成25年度末まで → 平成26年度末まで

○対象地域：青森、岩手、宮城、福島、茨城、長野、新潟、栃木、千葉
→ 青森、岩手、宮城、福島、茨城に縮小

【事業の概要】 将来的に被災地の雇用創出の中核となることが期待される事業を実施する事業所で被災者を雇用する場合に、産業政策と一体となって、雇用面から支援を行う。

【対象事業所】 被災県の災害救助法適用地域に所在する事業所であって、以下のいずれかに該当する事業を実施する事業所（①の事業を優先的に採用）

- ① 国や地方自治体の補助金・融資（新しい事業や地域の産業の中核となる事業を対象にするもの。）の対象となっている事業
- ② ①以外の事業で、「産業政策と一体となった雇用支援」と自治体が認める事業

【対象者】 被災求職者

【助成内容】 以下の要件の下、国が示す目安を参考にしつつ、自治体が独自に設定

（要件）
・1事業所につき1億円を上限
・支給額は段階的に減らす仕組みとする
・②の場合、再雇用者の助成額は減額する

（目安）
・1人当たりの助成額225万円（3年間）
（1年目：120万円、2年目：70万円、3年目：35万円）
※短時間労働者は110万円（3年間）

